

Z-66-E 相続税法〔第一問〕一解 答一

問1の解答は1枚目から3枚目に、問2の解答は4枚目から6枚目の所定の箇所に記入しなさい。

問1

(1) 相続税の課税価格の計算に当たり債務控除をすることができる範囲
① 無制限納税義務者及び法施行地に住所を有する特定納税義務者 ⑤
相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下②において同じ。）により財産を取得した者が居住無制限納税義務者若しくは非居住無制限納税義務者に該当する者又は特定納税義務者に該当する者（その相続に係る被相続人の相続開始時において法施行地に住所を有する者に限る。）である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。
イ 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）
ロ 被相続人に係る葬式費用
② 制限納税義務者及び法施行地に住所を有しない特定納税義務者 ⑥
相続又は遺贈により財産を取得した者が制限納税義務者に該当する者又は特定納税義務者に該当する者（その相続に係る被相続人の相続開始時において法施行地に住所を有しない者に限る。）である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるもの及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務で次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。
イ その財産に係る公租公課
ロ その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務
ハ イ、ロに掲げる債務を除くほか、その財産の取得、維持又は管理のために生じた債務
ニ その財産に関する贈与の義務
ホ イからニに掲げる債務を除くほか、被相続人が死亡の際法施行地に営業所又は事業所を有していた場合においては、その営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務
(次頁につづく)

問1 (続き)

③ 控除が認められない債務 ②
次に掲げる財産の取得、維持又は管理のために生じた債務の金額は、①及び②の規定による控除金額に算入しない。
ただし、ロに掲げる財産の価額を課税価格に算入した場合には、この限りでない。
イ 墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの
ロ 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で一定のものが相続又は遺贈により取得した財産で
その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
(2) 債務控除をすることができる債務の意義
① 債務の意義 ②
(1)の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実に認められるものに限る。
② 債務控除ができる公租公課
イ 債務控除ができる公租公課 ②
(1)の規定により控除すべき公租公課の金額は、被相続人の死亡の際納税義務が確定しているもののほか、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなった被相続人に係る所得税額、相続税額、贈与税額等とする。
ただし、相続人（包括受遺者及び相続時精算課税適用者を含む。）の責めに帰すべき事由により納付し、又は徴収されることとなった附帯税に相当する税額等を含まないものとする。
ロ 所得税法の国外転出時課税に係る納税猶予を受ける場合の特則 ③
イの債務の確定している公租公課の金額には、次の納税猶予分の所得税額を含まない。
ただし、その被相続人の納税猶予分の所得税額について納付義務を承継した相続人等が納付することとなった納税猶予分の所得税額及び利子税の額については、この限りでない。
(イ) 被相続人が、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予の規定の適用を受けていた場合における納税猶予分の所得税額
(ロ) 被相続人が、贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予の規定の適用を受けていた場合における納税猶予分の所得税額

問 2

(1) 相続税の納税地に関する相続税法の規定
① 居住無制限納税義務者又は特定納税義務者 ②
居住無制限納税義務者又は特定納税義務者に該当する者については、法施行地にある住所地（法施行地に住所を有しないこととなった場合には、居所地）をもって、その納税地とする。
② 非居住無制限納税義務者、制限納税義務者及び出国する者 ③
非居住無制限納税義務者又は制限納税義務者に該当する者及び居住無制限納税義務者又は特定納税義務者に該当する者で法施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。
③ 納税義務者が死亡した場合 ②
納税義務者が死亡した場合においては、その者に係る相続税については、その死亡した者の死亡当時の納税地をもって、その納税地とする。
④ 被相続人の住所が法施行地にある場合の特例 ②
相続又は遺贈により財産を取得した者（その相続に係る被相続人から相続時精算課税適用財産を贈与により取得した者を含む。以下同じ。）のその被相続人の死亡の時にける住所が法施行地にある場合においては、その財産を取得した者については、当分の間、相続税に係る納税地は、①及び②の規定にかかわらず、被相続人の死亡の時にける住所地とする。
⑤ 人格のない社団等及び持分の定めのない法人の住所 ②
代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」という。）及び持分の定めのない法人（持分の定めのある法人で持分を有する者がいないものを含む。）が個人とみなされて納税義務者とされる場合における①及び②に掲げる住所は、その人格のない社団等及び持分の定めのない法人の主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。
（次頁につづく）

問 2 (続き)

(2) 相続税の期限内申告書の提出義務者及び提出期限に関する相続税法の規定
① 相続税の期限内申告書の提出義務者・提出期限
イ 一般の場合 ⑤
相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（生前贈与加算又は相続時精算課税の規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額。以下同じ。）の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格に係る相続税額（配偶者の税額軽減の規定の適用を受けないものとして計算した金額。）があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
ロ 提出義務の承継者 ③
イの規定により期限内申告書を提出すべき者がその申告書の提出期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に、その死亡した者に係る期限内申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
② 提出期限の特例 ③
①のイ又はロに該当する者が納税管理人の届出をしないでそれぞれに掲げる期間内に法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日までに期限内申告書を提出しなければならない。
③ 提出を要しない場合 ②
①のイ又はロの規定は、その期限内申告書の提出期限前に相続税について決定があった場合には、適用しない。
(次頁につづく)

Z-66-E 相続税法〔第二問〕一解 答一

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地I	子 A	151,085,450②	(1) $(200,000 \times 0.99 + 120,000 \times 0.98 \times 0.03 + 100,000 \times 0.98 \times 0.02 + 140,000 \times 0.99 \times 0.02) \times 750 \text{ m}^2 = 154,695,000$ (2) $(1) - (1) \times \frac{25 \text{ m}^2}{750 \text{ m}^2} \times 0.7 = 151,085,450$
居宅J	子 A	24,000,000①	$24,000,000 \times 1.0 = 24,000,000$
宅地K	子 A	285,120,000②	(1) $(127,000^* \times 0.90 + 100,000 \times 0.90 \times 0.05) \times 3,000 = 356,400,000$ $* \frac{120,000 \times 18 \text{ m} + 130,000 \times 42 \text{ m}}{60 \text{ m}} = 127,000$ (2) $(1) \times \frac{80}{100} = 285,120,000$

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程						
宅地L	子 C	22,000,000①	$20,000,000 \times 1.1 = 22,000,000$						
N銀行O支店 普通預金	子 B 子 C 孫 E 子 H	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">25,000,000</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">$100,000,000 \times \frac{1}{4} = 25,000,000$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25,000,000</td> </tr> </table> ①	25,000,000	}	$100,000,000 \times \frac{1}{4} = 25,000,000$	25,000,000	25,000,000	25,000,000	
25,000,000	}	$100,000,000 \times \frac{1}{4} = 25,000,000$							
25,000,000									
25,000,000									
25,000,000									
N銀行O支店 証券投資信託 受益証券	子 H	10,015,937①	$1 \times 10,000,000 + 20,000 \times (1 - 20.315\%) = 10,015,937$						
Pに対する貸付 金債権	子 C	10,014,400①	$10,000,000 + 10,000,000 \times 1.46\% \times \frac{36日}{365日} = 10,014,400$						
その他の財産									
家庭用財産	子 A	500,000①							
生命保険契約 に関する権利	養子D	8,000,000①							

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないM社株式)の価額の計算

イ 評価方法の判定

(1) 同族判定													
$\frac{A \ 15,000\text{個} + B \ 12,000\text{個} + D \ 12,000\text{個} + E \ 2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 82\% > 50\% \quad \therefore \text{同族株主がいる会社}$													
(2) 評価方法の判定 ①													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>子 B $\frac{12,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\% \geq 5\%$</td> <td>$\therefore$ 原則的評価方式、</td> <td>養子 D $\frac{12,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\% \geq 5\%$</td> <td>$\therefore$ 原則的評価方式</td> </tr> <tr> <td>子 E $\frac{2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 4\% < 5\%$、</td> <td>$\frac{A \ 15,000\text{個} + D \ 12,000\text{個} + E \ 2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 58\% \geq 25\%$</td> <td colspan="2">$\therefore$ 中心的な同族株主該当</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">\therefore 原則的評価方式</td> </tr> </table>		子 B $\frac{12,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\% \geq 5\%$	\therefore 原則的評価方式、	養子 D $\frac{12,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\% \geq 5\%$	\therefore 原則的評価方式	子 E $\frac{2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 4\% < 5\%$ 、	$\frac{A \ 15,000\text{個} + D \ 12,000\text{個} + E \ 2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 58\% \geq 25\%$	\therefore 中心的な同族株主該当				\therefore 原則的評価方式	
子 B $\frac{12,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\% \geq 5\%$	\therefore 原則的評価方式、	養子 D $\frac{12,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\% \geq 5\%$	\therefore 原則的評価方式										
子 E $\frac{2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 4\% < 5\%$ 、	$\frac{A \ 15,000\text{個} + D \ 12,000\text{個} + E \ 2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 58\% \geq 25\%$	\therefore 中心的な同族株主該当											
		\therefore 原則的評価方式											

ロ 純資産価額の計算

(イ) 資産の部

(単位:円)

科目	帳簿価額	相続税評価額	計算過程
諸資産	① 735,000,000	885,000,000	(帳簿価額) 750,000,000 - 15,000,000 = 735,000,000 (相続税評価額) 900,000,000 - 15,000,000 = 885,000,000
生命保険金請求権	① 20,000,000	20,000,000	
合計	755,000,000	905,000,000	

(ロ) 負債の部

(単位：円)

科 目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
諸負債	500,000,000	500,000,000	
未納固定資産税	2,500,000	2,500,000	
未納法人税等	① 12,000,000	12,000,000	
未納消費税等	15,000,000	15,000,000	
退職手当金等	① 3,000,000	3,000,000	
保険差益に対する法人税額	① 740,000	740,000	$(20,000,000 - 15,000,000 - 3,000,000) \times 37\% = 740,000$
合 計	533,240,000	533,240,000	

(ハ) 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程
(1) 相続税評価額 $905,000,000 - 533,240,000 = 371,760,000$
(2) 帳簿価額 $755,000,000 - 533,240,000 = 221,760,000$
(3) $((1) - (2)) \times 37\% = 55,500,000$
(4) $\frac{(1) - (3)}{50,000\text{個}} = 6,325\text{①}$

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
			(1) 類似業種比準価額 $150^{*1} \times \left(\frac{\frac{10.0^{*2}}{3.0} (3.33) + \frac{52^{*3}}{15} (3.46) \times 3 + \frac{490^{*4}}{205} (2.39)}{5} \right) (3.22)$ $\times 0.6 = 289.8$ $289.8 \times \frac{500^{\ddagger 1}}{50} = 2,898\text{①}$ (注1) $25,000,000 \div 50,000\text{株} = 500$

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
M社株式	子 B 養子D 孫 E	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">29,232,000</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">36,540,000</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">7,308,000</div> <p style="text-align: center;">①</p>	<p>※1 A 160、150、155、165 ∴ 150</p> <p>※2 ③ $\frac{(10,000,000 - 5,000,000 + 5,000,000) \div 2}{500,000株^{注2}} = 10.0$ ①</p> <p>(注2) $\frac{25,000,000}{50} = 500,000株$</p> <p>※3 ③ イ $\frac{50,000,000}{500,000株^{注2}} = 100$ ①</p> <p>ロ $\frac{(50,000,000 + 2,000,000) \div 2}{500,000株^{注2}} = 52$</p> <p>ハ イ > ロ ∴ 52</p> <p>※4 ④ $\frac{(25,000,000 + 220,000,000)}{500,000株^{注2}} = 490$</p> <p>(2) 評価額</p> <p>① $2,898^{**} \times 0.75 + 6,325 \times (1 - 0.75) = 3,754$ ①</p> <p>※2,898 < 6,325 ∴ 2,898</p> <p>② ① - 100 ① = 3,654</p> <p>3,654 × 8,000 株 = 29,232,000</p> <p>3,654 × 10,000 株 = 36,540,000</p> <p>3,654 × 2,000 株 = 7,308,000</p>
配当期待権	子 B 養子D 孫 E	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">636,640</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">795,800</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">159,160</div> <p style="text-align: center;">①</p>	<p>79.58^{**} × 8,000 株 = 636,640</p> <p>79.58^{**} × 10,000 株 = 795,800</p> <p>79.58^{**} × 2,000 株 = 159,160</p> <p>※ 1株当たりの配当期待権 $100 - 100 \times 20.42\% = 79.58$</p>

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程

(3) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
退職手当金等			
M社死亡退職金	子 A	0 ①	$3,000,000 + 0^{**} = 3,000,000$ ※弔慰金 $500,000 - 100,000 \times 6 < 0 \therefore 0$ $3,000,000 - \text{非課税 } 3,000,000 = 0$
			(退職手当金等の非課税金額の計算) $5,000,000 \times 5 \text{人} = 25,000,000 > 3,000,000 \therefore 3,000,000$

(3) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等			
	養子D	7,500,000	$40,000,000 \times \frac{1}{2} = 20,000,000$ $20,000,000 - \text{非課税 } 12,500,000 = 7,500,000$
	孫E	20,000,000	$40,000,000 \times \frac{1}{2} = 20,000,000$
	子B	7,500,000	$20,000,000 - 12,500,000 = 7,500,000$
			(生命保険金等の非課税金額の計算) $5,000,000 \times 5 \text{人} = 25,000,000 < 20,000,000 + 20,000,000 = 40,000,000$ 養子D $25,000,000 \times \frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$ 子B $25,000,000 \times \frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$ 孫Eは相続人でないため、適用なし。
上記以外の相続又は遺贈によるみなし相続財産			
保証期間付定期金に関する権利	子A	3,990,000	(1) 3,990,000 (2) $1,000,000 \times 3.990 = 3,990,000$ (3) (1)=(2) $\therefore 3,990,000$

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

① 減額単価

$$\text{子A (宅地I)} \quad \frac{151,085,450}{750\text{m}^2} \times \frac{80}{100} \times \frac{330}{200} = 265,910 \text{ (順位1)}$$

$$\text{子A (宅地K)} \quad \frac{285,120,000}{3,000\text{m}^2} \times \frac{80}{100} \times \frac{400}{200} = 152,064 \text{ (順位2)}$$

$$\text{子C (宅地L)} \quad \frac{22,000,000}{500\text{m}^2} \times \frac{50}{100} = 22,000 \text{ (順位3)}$$

② 選択 ❶

子Aが取得した宅地Iから330㎡(750㎡>330㎡ ∴ 330㎡)を特定居住用宅地等として選択し、
子Aが取得した宅地Kから400㎡(3,000㎡>400㎡ ∴ 400㎡)を特定事業用等宅地等として選択する(完全併用)

特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地I $151,085,450 \times \frac{330\text{m}^2}{750\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 53,182,078$	子 A	53,182,078❶
宅地K $285,120,000 \times \frac{400\text{m}^2}{3,000\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 30,412,800$	子 A	30,412,800❶

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債 務	子 A	△2,210,000	200,000+200,000+1,800,000+10,000=2,210,000
	子 C	△200,000	

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用（続き）

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
葬式費用	子 A	△3,800,000	300,000+1,000,000+1,000,000+1,500,000=3,800,000 ※香典返戻費用は控除できない

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成 25 年分	孫 E	2,000,000 ^①	U社株式
平成 26 年分	孫 E	0	現金（教育資金）2,000,000-2,000,000 [*] =0 ^① ※非課税 2,000,000<15,000,000 ∴ 2,000,000
平成 27 年分	孫 F	—	相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし ^①
平成 28 年分	人格のない 社団V	—	相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし
平成 28 年分	孫 E	1,200,000 ^①	受贈者が 30 歳に達したため、教育資金管理契約の終了 非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成 23 年分	子 C	27,000,000	
平成 27 年分	子 C	1,000,000	

(8) 各相続人等の課税価額の計算

(単位：円)

相続人等 区分	子 A	子 B	子 C	養子D	子 H	孫 E		計
相続又は遺贈による 取得財産	377,110,572	54,868,640	57,014,400	45,335,800	35,015,937	32,467,160		
みなし取得財産	3,990,000 ^①	7,500,000		7,500,000		20,000,000	①	
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産			28,000,000 ^①					
債務及び葬式費用	△6,010,000		△200,000	①				
生前贈与加算 (暦年課税分)						3,200,000		
課税価格 (1,000円未満切捨て)	375,090,000	62,368,000	84,814,000	52,835,000	35,015,000	55,667,000		665,789,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
665,789 千円		30,000+6,000×5人= 60,000 ^① 千円		605,789 千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の基となる税額	
子 A	$\frac{1}{5}$	千円 121,157		円 31,462,800	
子 B	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800	
子 C	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800	
養子D	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800	
子 H	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800	
	①				
合計	5 人	1		(100円未満切捨て) 157,314,000 円	

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分		子 A	子 B	子 C	養子D	子 H	孫 E		計
算出税額		88,627,039	14,736,439	20,040,027	12,483,962	8,273,416	13,153,113		
加算 又は 減算	相続税額の2割加算額				2,496,792		2,630,622		
	贈与税額控除額 (暦年課税)						△212,000 ①		
	障害者控除額			△1,840,000 ①		△3,000,000 ①			
	相次相続控除額	△4,528,763	△753,025	△1,024,030	△637,928	△422,774			
差引税額		84,098,276	13,983,414	17,175,997	14,342,826	4,850,642	15,571,735		
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)				△600,000 ①					
納付税額 (100円未満切捨て)		84,098,200	13,983,400	16,575,900	14,342,800	4,850,600	15,571,700		149,422,600

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額等の計算過程は、次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算又は控除の 項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割 加算	養子D	2,496,792	$12,483,962 \times \frac{20}{100} = 2,496,792$ (対象者と割合①)
	孫 E	2,630,622	$13,153,113 \times \frac{20}{100} = 2,630,622$
贈与税額控除 (暦年課税分)	孫 E	△212,000	<p>(1) H25 (一般)</p> $(2,000,000 + 3,000,000 - 1,100,000) \times 20\% - 250,000 = 530,000$ $530,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 3,000,000} = 212,000$ <p>(2) H26 (一般)</p> $2,000,000 - 2,000,000 = 0 \quad \therefore 0$ <p>(3) H28 (特例) 相続開始年分の贈与のため適用なし</p> <p>(4) (1)~(3)の計=212,000</p>

加算又は控除の項目	対象者	金額	計算過程						
障害者控除	子 C	△1,840,000	(1) (85歳-64歳) × 200,000 = 4,200,000 (2) (85歳-62歳) × 200,000 - 2,760,000 = 1,840,000 (3) (1) > (2) ∴ 1,840,000						
	子 H	△3,000,000	(85歳-70歳) × 200,000 = 3,000,000						
相次相続控除	子 A 子 B 子 C 養子D 子 H	△4,528,763 △753,025 △1,024,030 △637,928 △422,774	(1) $10,000,000 \times \frac{662,592,509}{200,000,000 - 10,000,000} (> \frac{100}{100} \therefore \frac{100}{100})$ $\times \frac{10 - 2^{**}}{10} = 8,000,000 \text{㊦}$ ※ 平成26年1月10日～平成28年5月6日 → 2年(1年未満切捨) <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">}</td> <td style="border: none;">(1) ×</td> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\frac{375,090,572}{662,592,509} = 4,528,763$ $\frac{62,368,640}{662,592,509} = 753,025$ $\frac{84,814,400}{662,592,509} = 1,024,030$ $\frac{52,835,800}{662,592,509} = 637,928$ $\frac{35,015,937}{662,592,509} = 422,774$ </td> <td style="border: none;">=</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> 対象者と算式㊦ ※ 孫Eは相続人でないため適用なし	}	(1) ×	{	$\frac{375,090,572}{662,592,509} = 4,528,763$ $\frac{62,368,640}{662,592,509} = 753,025$ $\frac{84,814,400}{662,592,509} = 1,024,030$ $\frac{52,835,800}{662,592,509} = 637,928$ $\frac{35,015,937}{662,592,509} = 422,774$	=	
}	(1) ×	{	$\frac{375,090,572}{662,592,509} = 4,528,763$ $\frac{62,368,640}{662,592,509} = 753,025$ $\frac{84,814,400}{662,592,509} = 1,024,030$ $\frac{52,835,800}{662,592,509} = 637,928$ $\frac{35,015,937}{662,592,509} = 422,774$	=					

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算(続き)

(単位:円)

加算又は控除の項目	対象者	金額	計算過程
贈与税額控除 (相続時精算課税分)	子 C	△600,000	(1) H23年分 $(27,000,000 - 25,000,000^{※}) \times 20\% = 400,000$ $※ 27,000,000 > 25,000,000 \quad \therefore 25,000,000$ (2) H27年分 $1,000,000 \times 20\% = 200,000$ (3) (1)+(2)=600,000

3 各受贈者が納付すべき平成28年分贈与税額の計算

(単位:円)

受贈者	金額	計算過程
子 A	—	子Aが受領した香典収入は贈与税の非課税
孫 E	—	被相続人からの相続開始年分の贈与のため、贈与税の非課税
孫 F	365,000㊟	(暦年・特例) $(4,200,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 365,000$
人格のない 社団 V	90,000㊟	(暦年・一般) $(2,000,000 - 1,100,000) \times 10\% = 90,000$

〔総評〕

本年度の受験生は皆感じていると思うが、例年になく、取り組みやすい問題ばかりが出題された。高得点に、かなりの受験生が固まることが想定され、1点に泣く受験生も出るかもしれない。計算分量に対応しながら、ミスの少ない、万遍なく解答した答案作成が求められた試験であった。

〔第一問〕理論

問 1 債務控除の範囲・意義（個別問題）

債務控除の個別問題として、(1)は法 13 条、(2)は法 14 条の内容が問われた。ここで(2)の解答範囲から除かれる「公租公課の税目等」をどう考えるかにより、解答範囲が変わってくる。もともと、法 14 条 2 項では、公租公課については、納付すべき税額が確定しているもののほか、被相続人の死亡の際被相続人について納付する義務が成立している「一定の国税」についても債務控除の対象となる旨が示されている。この「一定の国税」は専門学校の理論集などでは簡略的に表現されているが、実際の条文では次のように記されている。

2 前条の規定によりその金額を控除すべき公租公課の金額は、被相続人の死亡の際債務の確定しているものの金額のほか、被相続人に係る所得税、相続税、贈与税、地価税、再評価税、登録免許税、自動車重量税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税及び印紙税その他の公租公課の額で政令で定めるものを含むものとする。

本校では、問題文の指示を、これらの「一定の国税（公租公課の税目等）」について、「解答上列挙する必要がない」という作問側の意図があるものととらえて、法 14 条 2 項（公租公課）、3 項（所得税法の国外転出時課税に係る納税猶予を受ける場合の特則）も解答範囲とした。その他の部分は、どの受験生も解答箇所を無難に挙げられたであろうから、理論暗記の精度が問われることとなる。

ボーダーラインは 15 点、合格確実圏は 17 点と考える（20 点配点）。

問 2 相続税の納税地、期限内申告書の提出先・提出期限（個別問題・事例問題）

事例問題の体裁をとりながらも、実質的には個別問題といえる出題であった。(1)で法 62 条、(2)で法 27 条の規定を書かせた上で、これらの規定を踏まえて、(3)の設例に即して、相続税の「期限内申告書」の提出先と提出期限を具体的に解答させるものであった。

〔(3)の内容整理〕

	納税義務者区分 (法 1 の 3)	提出先＝ 納税地 (法 62) の所轄税務署長		提出する申告書の種類 と期限内申告書の提出期限
乙	居住無制限納税義務者	住所地・居所地 (法 62①)		期限内 (期限: 10 月以内) (法 27) 期限後・修正
丙	制限納税義務者	申告・指定納税地 (法 62②)		
丁	居住無制限納税義務者	納税管理人 の届出なし	出国まで…法 62①	期限内 (期限: 出国まで) (法 27) 期限後・修正
			出国後…法 62②	

丁については、「居住無制限納税義務者で法施行地に住所を有しないこととなるもの」として法 62 条 2 項の文言を連想してしまうが、法 62 条 2 項の趣旨は、住所等を有していないのであれば、まず納税義務者本人が納税地を自主的に定めて、所轄税務署長に申告してもらうというものである。本問では、丁は納税管理人の届出をしないで出国することから、出国時まで「期限内申告書」の提出が求められる (法 27①)。この場合、丁はこの提出期限 (出国時) までは住所を有することから、法 62 条 2 項の趣旨を踏まえれば、法 62 条 1 項の納税地の所轄税務署長が提出先となろう (丁が出国後に提出する申告書は「期限後申告書」「修正申告書」となるため、その提出先は納税地 (法 62②) の所轄税務署長となるが、本問では問われていない)。

その他の部分については、問 1 と同様に、どの受験生も解答箇所を無難に挙げられたであろうから、理論暗記

の精度が問われることとなる。

ボーダーラインは 22 点、合格確実圏は 27 点と考える (30 点配点)。

〔第二問〕 計算 (総合問題)

相続人判定で悩むところはなく、財産評価でも難しいものはなかった。今回の問題であれば、税額控除もできる限り解いておきたいところである。近年の本試験では、前年等で受験生の正答率があまり高くない項目は、連年で取り上げているような気がする (取引相場のない株式の「生命保険金請求権」「株価修正」など)。前年に続き、教育資金一括贈与が取り上げられたのは、改正直後ということばかりではなかろう。取引相場のない株式については、被相続人を被保険者とする法人契約の保険について保険差益が出ない形で出題が続いていたが、今回は保険差益が計上される形で出題された。各専門学校も対応済の論点であるため、ケアレスミスは命取りになる。

ボーダーラインは 36 点、合格確実圏は 43 点と考える。

★★★ (確実に正答したい論点) 35 点	★★ (できるだけ正答したい論点) 7 点	★ (正答できなくても合否の 影響が少ない論点) 8 点
不動産 (宅地 I・居宅 J・宅地 K・宅地 L)・小規模宅地等 (判定)・取引相場のない株式 (判定・未納税金・退職手当金他)・その他財産評価・みなし相続財産・その他税額控除など	小規模宅地等 (金額)・取引相場のない株式 (諸資産・生命保険金請求権・保険差益に対する法人税等・株価修正・配当期待権)・債務控除・障害者控除 (子 C)	取引相場のない株式 (評価額)・相次相続控除・生前贈与加算 (孫 E)・H28 贈与税額計算 (孫 F・人格のない社団)